

○昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を改正する告示新旧  
 対照条文

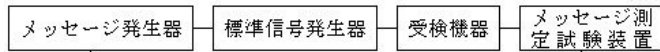
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四の規定による型式承認を受けた機器であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 〽 11 (略)</p> <p><del>12 航海情報記録装置(設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備に限る。)の機器</del></p> <p>13 簡易型航海情報記録装置(設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備に限る。)の機器</p> <p>14・15 (略)</p> <p>二〽五 (略)</p>	<p>一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四の規定による型式承認を受けた機器であつて、次に掲げるもの</p> <p>1 〽 11 (略)</p> <p>12 簡易型航海情報記録装置(設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備に限る。)の機器</p> <p><del>13・14 (略)</del></p> <p>二〽五 (略)</p>

○平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を改正する告示新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>別表 機器の測定回路及び測定方法</p> <p>以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあつては、原則として、<math>1 \times 10^{-8}</math>以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 船舶自動識別装置の機器</p> <p>(1) <u>送信部</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) 時分割多元接続方式受信部</p> <p>① 感度</p> <p>測定回路</p>	<p>別表 機器の測定回路及び測定方法</p> <p>以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあつては、原則として、<math>1 \times 10^{-8}</math>以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 船舶自動識別装置の機器</p> <p>(1) <u>時分割多元接続方式送信部</u></p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(2) <u>デジタル選択呼出装置送信部</u></p> <p>① <u>周波数偏差</u></p> <p>測定回路</p> <div data-bbox="1249 884 1688 932" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> </div> <p>B信号(2, 100Hz)及びY信号(1, 300Hz)を連続送信状態とし、FM復調器で受信した周波数を測定する。</p> <p>② <u>変調速度</u></p> <p>測定回路は①に同じ。</p> <p>連続したドットパターンを出力し、FM復調器で受信した出力の変調速度を測定する。</p> <p>(3) <u>時分割多元接続方式受信部</u></p> <p>① 感度</p> <p>測定回路</p>



(一) 107dBm の入力レベルで信号を受信したときの packets 誤り率を測定する。

②・③ (略)

④ 隣接チャンネル除去比  
測定回路は③に同じ。

感度測定状態より 6dB 高い希望波の信号と隣接チャンネルの周波数である妨害波を加え、当該信号の 80% が正常に受信できるときの希望波と妨害波の比を求める。

⑤～⑦ (略)

(3) デジタル選択呼出装置受信部

①・② (略)

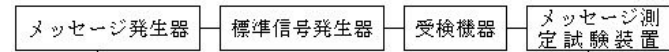
③ 同一チャンネル除去比  
測定回路は(2)(3)に同じ。  
(略)

④ 隣接チャンネル除去比  
測定回路は(2)(3)に同じ。  
(略)

⑤ スプリアス・レスポンス  
測定回路は(2)(3)に同じ。  
(略)

⑥ (略)

⑦ 感度抑圧効果



チャンネル間隔が 25kHz の場合は(一) 107dBm、チャンネル間隔が 12.5kHz の場合は(一) 98dBm の入力レベルで信号を受信したときの packets 誤り率を測定する。

②・③ (略)

④ 隣接チャンネル除去比  
測定回路は③に同じ。

感度測定状態より 6dB 高い希望波の信号隣接チャンネルの周波数である無変調の妨害波を加え、当該信号の 80% が正常に受信できるときの希望波と妨害波の比を求める。

⑤～⑦ (略)

(4) デジタル選択呼出装置受信部

①・② (略)

③ 同一チャンネル除去比  
測定回路は(3)(3)に同じ。  
(略)

④ 隣接チャンネル除去比  
測定回路は(3)(3)に同じ。  
(略)

⑤ スプリアス・レスポンス  
測定回路は(3)(3)に同じ。  
(略)

⑥ (略)

⑦ 感度抑圧効果

<p>測定回路は<u>2</u>③に同じ。 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>11~18 (略)</p>	<p>測定回路は<u>3</u>③に同じ。 (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>11~18 (略)</p>
--	--